

# かすみがうら 広報 11 2016

kasumigaura public relations

## お知らせ版

### パスポート申請

#### パスポートの申請はお早めに！

年末年始に海外旅行などパスポートの取得を予定されている方は、余裕をもって申請をしてください。

#### ▶取扱場所

市民課千代田窓口センター(千代田庁舎)

#### ▶取扱時間

月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時

※祝日および年末年始を除く

#### ▶対象者

- ・市内に住民登録をしている方
- ・学生や単身赴任者などで、茨城県外に住民登録をしている本市在住の方(居所申請)

#### ▶申請に必要なもの

##### ①一般旅券発給申請書…1通

千代田窓口センター、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所に設置しています。

##### ②戸籍抄本または謄本…1通

記載内容が最新で6カ月以内に発行したものを。

##### ③写真…1枚

6カ月以内に撮影したもの(縦45ミ×横35ミ)

##### ④本人確認書類(コピー不可)

運転免許証など1つで確認できるものと、健康保険証+年金手帳など2つ必要なものがあります。

##### ⑤前回発行のパスポート

以前に取得したパスポートがある方のみ。

##### ⑥その他

居所申請の方は、住民票その他提出が必要な書類があります。

#### ▶交付手数料

10年有効(16,000円)、5年有効(11,000円)、5年有効[12歳未満](6,000円)、記載事項変更(6,000円)、査証欄の増補(2,500円)

※その他ご不明な点はお問い合わせください。

問 市民課(千代田庁舎)



### 浄化槽をお使いの皆さんへ

#### 浄化槽は保守点検・清掃 および法定検査が必要です

浄化槽は微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と定期検査(法定検査)が必要であり、法律により実施が義務付けられています。



適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくようお願いします。

#### ▶保守点検(毎年3回以上)

浄化槽の点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充します。

#### ▶清掃(毎年1回)

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。

#### ▶法定検査(毎年1回)

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

#### 【一括契約システム】

保守点検・清掃・法定検査は、一括して契約できる便利なシステムがあります。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または茨城県水質保全協会[☎029(291)4004]へお申し込みください。

#### ◎浄化槽等設置事業費補助

高度処理型合併浄化槽を設置する個人を対象に、予算の範囲内で設置費用や単独処理浄化槽撤去費用の一部補助を行っています。下水道等区域外にお住まいで、くみとりや単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽への転換をお願いします。詳しくはお問い合わせください。



問 下水道課 ☎029-897-1346



## 11月は不法投棄防止強調月間

## STOP! 不法投棄

「しない」「させない」「ゆるさない」

茨城県では、不法投棄を防止し生活環境の保全を図るため、6月および11月を「不法投棄防止強調月間」として定め、各種パトロールや県民、事業者に対する啓発などを集中的に実施しています。

本市におきましても、引き続き不法投棄の監視パトロールや啓発活動などを実施していきますので、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

## ▶ 不法投棄を見かけた場合には

個人や家庭から排出される一般廃棄物の不法投棄は、自分だけ、あるいは自分の家庭だけきれいであればよいとする身勝手な考えに基づく場合が多いと考えられます。一方、事業場から排出される一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄は、金もうけを主たる動機とし、団体や組織が介入するなど、その手口も悪質巧妙化しているのが現状です。

対応策としては、第一に家庭であれ事業場であれ、廃棄物を排出する者が環境に対する意識改革をすること、第二に廃棄物の減量化を図り、リサイクルとともに適正処理を推進すること、第三に悪質な不法投棄の行為者や関係事業者を厳罰に処することなどがあげられます。不法投棄やそのような行為を目撃した場合は、ただちに市や警察に通報してください。

## ▶ かすみがうら市廃棄物不法投棄監視員

市では、かすみがうら市廃棄物不法投棄監視員設置要綱に基づき、廃棄物の不法投棄防止に理解と積極性のある方を市長が監視員として委嘱し、廃棄物不法投棄監視員を設置しています。

## ▼ 過去に市内で起きた不法投棄



## 不法投棄を見かけた場合には…

## ▶ 不法投棄 110番(フリーダイヤル)

0120-536-380 (いつも みんなで むらなくみはれ)

☎ 環境保全課(霞ヶ浦庁舎)

## インフルエンザ対策

## 毎年秋から冬は

## インフルエンザの流行シーズン

高熱や関節の痛みなどを伴い、人によっては重症化する恐れもあるインフルエンザ。感染を広げないためには、原因となるウイルスを体内に侵入させないことや周囲にうつさないようにすることが重要です。一人一人が「かからない」「うつさない」対策を実践しましょう。

## ▶ 「かからない」ために

## ① 手洗い

外出先から帰宅時や調理の前後、食事前などに石けんで手を洗いましょう。

## ② 健康管理

普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきましょう。

## ③ 予防接種

インフルエンザが発症する可能性を減らし、もし発症しても重症化を防ぐ効果があります。重症化しやすい方は、医師と相談して予防接種を受けることも考えてみましょう。

## ④ 適切な湿度

乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度(50%~60%)を保つようにしましょう。

## ⑤ 人混みを避ける

流行してきたら、人混みや繁華街への不要不急の外出をなるべく控えましょう。

## ▶ 「うつさない」ために

## ① マスクの着用

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。マスクを使用しましょう。

## ② 外出を控える

熱が下がっても数日間はウイルスが体内に残っています。周りの人にうつさないように、不要不急のときは外出を控えましょう。

☎ 霞ヶ浦保健センター ☎ 029-898-2312



## 消防協力者(初期消火)に感謝状

## 勇気ある行動に感謝状

本年2月、市川地内で発生した火災において、初期消火により火災の被害を軽減(延焼防止)した功績で、大橋達夫さん、木村幸一郎さん、押野文代さん、吉田功さんに対して、9月16日、井坂消防長から感謝状が贈られました。

☎ 消防本部 ☎ 0299-59-0119

